

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

< 返戻金に関する事項 >

採用決定者が入社後、本人の責めに起因する事由により6ヶ月以内に退職した場合には、その期間に応じ、以下の割合で支払われた紹介手数料を返還するものとします。

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1. 入社日から1ヶ月以内の退職の場合 | 80%を返還 |
| 2. 入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内の退職の場合 | 50%を返還 |
| 3. 入社日から3ヶ月を超え6ヶ月以内の退職の場合 | 20%を返還 |